



専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成16年4月1日

三朝町長 吉田秀光

平成16年5月7日原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第25号

三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略  (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、水道課を置くことができる。	第1条及び第2条 略  (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、水道課を置く。
第4条以下 略	第4条以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。